

社会性の起原と進化：人類学と霊長類学の協働による人類進化理論の新開拓

第18回定例研究会報告

1. 著作権保護のための表示

当報告の内容は、それぞれの著者の著作物です

Copyrighted materials of the authors

2. 研究会基本情報

日時：2023年4月22日(土) 13:00～18:30

2023年4月23日(日) 10:00～12:30

場所：ハイブリッド開催 (Zoom、AA研304室)

報告者：

1) 外川昌彦 (AA研)

ミルチャ・エリアーデにおける「宗教」の起源論とインド先住民の巨石文化

2) 伊藤詞子 (京都大学)

非ヒト研究から「人類の社会性の起原と進化」にアプローチすることは可能なのか

3) 藤井真一 (国立民族学博物館)

法と社会性の進化—ウェイ (way) からロー (law) へ

3. 内容 (要旨および質疑応答・議論)

3-1) ミルチャ・エリアーデにおける「宗教」の起源論とインド先住民の巨石文化

(外川昌彦)

要旨：

報告内容は、プロジェクトホームページに報告書として別途掲載しています。詳細は、下記 URL からご覧ください。

https://drive.google.com/file/d/1KBSLJUZO8_o1IY23Z8Ea4KFVOgA81MhV/view

3-2) 非ヒト研究から「人類の社会性の起原と進化」にアプローチすることは可能なのか
(伊藤詞子)

要旨:

準備中

質疑応答と主な議論:

<性スペクトラム>

生物学的性差が固定的であるという見方から、プロセス的な性分化へと捉える転換の例として、分子生物学における性スペクトラムという概念が紹介された。性スペクトラムにおける性の多様性や連続性について質疑と議論が行われた。

- 性スペクトラムは、分子生物学では広く認識された考え方なのか。
 - 科研費の新学術領域研究として採択されるような新たな研究領域である。
 - スペクトラムで性を考えないと扱いにくいものになってきているのだと思う。
- スペクトラムには連続的であるという含意がある。性としては雌雄の二極があるが、二分されるものではなく連続的に一次元的に変化する両極を持つと考えているのか。
- グラデーションの作り方として、男と女の二元論の間のつなぎ方には複数の変数があり、それぞれがバイナルであるという考え方もできる。
- 二つの性の分布があるというだけでなく、多層的であると理解することはできるのではないか。
 - 100%のオスあるいは100%のメスとして動かないといけないということではない、という指摘がされているが、どちらかの極に向かうような分化が起きるといことも考えられている。
 - 必ずしも一次元的ではなくさまざまな軸があるが、それらが一致する必要があると考えているように感じられ、平面的な周防栄久トラムを想定しているような気がする。
- 霊長類学者は、妊娠中のメス、授乳中のメス、排卵中のメス、サイクルが起きてないメスという言葉を使っていて、それらを質的に異なるジェンダーとしてとらえることもできる。そういうジェンダー観は、こういう性スペクトラムは相容れず、雄雌二元論の範疇でそれが連続体であるにすぎないという感じがする。

<ジェンダーが固定化されるプロセスへの注目>

チンパンジーやボノボの例をもとに、霊長類の性別カテゴリーを、人間のジェンダー観ではなく、彼らの経験によって安定的に生み出されるものだという観点からとらえ、そのプロセ

スや条件に付いて討論が行われた。

- 性差や性別がバイナルと捉えられることをあまりにも強く批判しすぎている気がする。性別カテゴリーが生み出されるプロセスを強調すればいいのに、そのプロセスの結果のカテゴリーがバイナルであることを一生懸命批判しているように聞こえる。
 - バイナルな性差や性別を批判しようとしたわけではなくて、これまで、非ヒト側に生物学的なバイナルな性差が背負わされていたが、実はそうさせているのは人間ではないかと、考え方を逆転させている。もし、人間が、このバイナルな性やそこに階層性を安定的に作り出すのだとしたら、類人猿を対象として性別カテゴリーを固定化していく条件を見ることで、進化を考えるということは可能だろうか考えている。
- チンパンジーとボノボの例を挙げているが、具体的に解説してほしい。
 - 例えば、ゴンベでは、ランガム (Richard Wrangham) が描いた通り、メスがほぼ出会うこともなく、メス同士はそれぞれの小さなコアエリアにとどまって分布するなかをオスが巡るといような状況だと、オスからすると性別が空間と結びつく形で安定したカテゴリーになるという可能性があるのではないかと思う。
 - ボノボは、母と息子が経常的に関係を作り続けるが、息子が母親に依存する度合いが高いと言われている。その依存する性が固定化していくならば、しかも、それがメス中心の社会のなかで継続的に繰り返されていくならば、性別カテゴリーができそうな感じがします。
- 集団間の移出入という現象も、さまざまな種や社会で雄雌が安定化することと関係してくる気がするが、移籍する性についてはどう考えるか。
 - ヒトとつなげるためには、性別カテゴリーが安定化する条件を考えることが必要だと思う。
- ヒトの現代的な社会では、安定化しない方向に向かっているといわれがちなので、議論のねじれがあるように思う。やはり、プロセスを重視したほうがいいのではないか。

<性行動とジェンダー>

霊長類における性行動についての質問に対し、異性愛行動だけでなく同性愛行動の観察例が紹介され、ジェンダーやジェンダーカテゴリーとの関連について議論が行われた。

- ニホンザルのメスの同性愛行動では、インセストが回避されている。この観察からは、ニホンザルでは、セックスよりも近親者かどうかということがより交尾相手の選択に影響しているといえる。そうすると、近親者というカテゴリーが性別よりも優位であるという現象として捉えることができる。
- ボノボは、繁殖ではない性行動がたくさんあるという話がある。どのような行動があるか。
 - 異性間でもあるけど同性間でも見られる。同性間だとメス同士は性皮をこすり合

わせるし、オス同士はペニスをぶつけあうことがある。オスの場合は射精を伴わないのは人間とは異なる点かもしれない。

- ジェンダーは、文化的なものや生物学的なものが混在しているが、動物行動学でもセクシャルなものにも文化的な側面がある。ニホンザルのマウンティング行動は挨拶ということになっているが姿勢は交尾そのものであり、何を性行動と捉えるかは難しい。性行動とジェンダーは異なるもので、両者をどう絡めるかは別問題であるし、具体的な性行動に着目するとセックスの話になってしまうので、あまり生産的でないだろう。

<ヒト以外にみられる学習や関係性>

しばしば「自然」なこととされる性行動や分娩、育児にもそれらを可能にする学習が必要であることを改めて指摘し、霊長類以外にみられる学習や生態学における関係性に関する研究が紹介された。それをきっかけに、(自)意識や人間の特徴とされる意識のメタ性について意見が出された。

- 身体や物理的実体がなくても一定の領域内で情報がやり取りされていれば、そこに知性や意識を考えることができる。自分のことについては意識があると思えるけど、他の人の意識については捉えようがないので、「森が考える」と変わらないのではないか。問題は個体というよりも自意識であって、人間以外の霊長類にしても木にしてもそれがあるのかどうか問題になってくるのではないか。
- トールマン (Edward Chase Tolman) は、ネズミに意識があるかは問うたが、ネズミが自分に意識があると考えているかは問わなかった、と言われている。「森が考える」、ということと、「森は自分が考えていると考えているか」、は別の問いである。人の意識のメタ性は、意識の進化を考える際に重要な違いだと思うが、その点が往々に抜け落ちてしまうことがある。
- 自意識は日常のコミュニケーションの中では外すことができない。それが高度なものであるということでは全くないが、人の思考を考えるうえで一つの特徴ではある。自意識を考えることと、コミュニケーションが如何にあるかということは違う話になるかもしれない。
 - 自意識とジェンダーの関連について、自意識みたいなものが何かいろいろなものを固定していくということに影響しているのかなと思う。
 - 人はどれくらい「自己意識についての意識」を一般的に行っているのかよく分からないが、それをやるのが人間だという考えには少し懸念がある。ヒエラルキーアプローチへの向き合い方として、定型発達ではない人 (非定型発達者) も含めた社会性を考えたい。

3-3) 法と社会性の進化—ウェイ (way) からロー (law) へ

(藤井真一)

要旨：

本報告の目的は、「××のやり方」であるウェイ (way) と法あるいは法律であるロー (law) との間の連続性に着眼して社会性の進化を考察することである。

法社会学において、『法』とは、…ルールを用いて人々の行動を規制する社会的仕組である」[村山・濱野 2021、p.2] とされる。また、河合香史に倣って、社会性とは「複数の個体がさまざまなやりとり (社会的相互作用／行為) をしながら、同所的にともに生きる／共存することの術・方途」[河合 2022、p.304] のこととする。

社会性というキーワードを念頭に置いたとき、広い意味で「××のやり方」としての方法 (way) と成文化され強制力を伴う法 (law) との間には連続性があるように思われる。社会の中で他者や他個体と関わる方法 (関わり方) として「法」を捉えるならば、法に対する着眼は社会性が創発する局面の考察を可能にするものである。

他者や他個体と共存するためのやり方は親和的・友好的でも敵対的・競合的でもありうる [河合 2022、pp.303-304; 今村 2007、p.5]。他個体に対する敵対的な関わり方の典型は報復ないし復讐である。ダーウィンの進化論に強い影響を受けた法学者である穂積陳重は次のように述べている。

およそ生物にはその種族的存在を害する攻撃に対する反撃をなすの性質がある。これは生物の自保性に出ずるものである。蜂がその巣を毀つ者を螫し、猛獣毒蛇が己を攻撃するものを反噬するが如きは即ちこれであって、いわゆる復讐である。…

…復讐は種族的存在を害する他の攻撃に対する反撃であるが、単に本能的に急迫せる危害を撃退するに止らず、過去の迫害に対してもこれを反撃し、己に苦痛を与えたる者に同様の苦痛を与えて、自己の憤怨を慰藉し、また他の鑑戒ともなって、種族相助け、相合し、相戒めて、自保自衛するの方便となったものである。即ち過去の迫害に対しては慰藉となり、報復となり、将来の迫害に対しては鑑戒となり、防衛となったものである。…

…再言すれば、復讐なる現象は、洋の東西、時の古今を問わず、人類の共同生活において、ある時期において必ず一たびは経過せざるべからざる社会的進化の経路において現われる現象である [穂積 1982、pp.27-29]。

あわせて、古代バビロニアのハンムラビ法典における同害復讐法 (第 196 条、第 197 条) にも触れておきたい。「目には目を、歯には歯を」で有名なこの同害復讐法は、しかしながら、決して「やられたらやり返す」という復讐・報復の正当化が目的ではなく、むしろ当事者間での過剰は報復を制限して正義を実現することが目的とされる法律だったといわれている。つまり、当事者間の復讐の連鎖 (一方から他方への過剰な仕返し、その仕返しを受けてさらに過剰な仕返しをすることが連鎖していく状態) を断絶させ、当事者間のもめごとを終わらせるために、害 (加害と被害) の等価交換が目指されているとみなすことができよう。

翻って、ヒト以外の動物で、被った害を超えて相手に害を与えるようなことはあるのか。法律によって規制・禁止されねばならないほどに、自身が被った害の程度を超えて相手に害を与えるというのはヒト特有の現象なのか。ひとまず、他個体との敵対的な関わり方のありようを進化史的に考察する上で、こうした問題も検討の余地があることを指摘するにとどめておく。

* * *

以下、本報告では、自分以外の他個体と関わるそのやり方（作法）として法を捉えつつ、ソロモン諸島における大小さまざまな紛争処理の事例を取り上げて検討する。

2019年11月時点でのソロモン諸島の人口は約70万人である。公用語は英語、日常会話は共通語であるピジン英語で行なわれることが多い。ただし、ソロモン諸島国内には100近い言語（≡民族）がある。社会組織の基本単位はピジン英語で「クラン」「ライン」と呼ばれる土地所有集団であり、土地所有集団から言語集団、行政区画としての島を単位として重層的な社会組織構成となっていて、集団意識もそれに準ずる。「民族紛争」期（1998-2003）には、「ガダルカナル島に暮らすマライタ系住民」の存在を基点として、出身島（ガダルカナル島かマライタ島か）が集団を区別する重要な境界として前景化した。現在のソロモン諸島国では、近代国家として整備された法体系に加え、慣習法もまた広く通用している。たとえば、投獄された刑法犯に対して、慣習法に基づく民事上の紛争処理が済んだことを理由に被害者側集団が保釈を求める事例も報告されている [Burt 1994, pp.153-155]。

ソロモン諸島では、太平洋戦争後に植民地行政の中心地がツラギ島からガダルカナル島北岸部へと移転された。首都建設のため、特にマライタ島からの労働移住が顕著となった。首都ならびに首都近郊の発展に伴い、ますます多くのマライタ島出身者がガダルカナル島へと移住するようになり、ガダルカナル島北岸部でアブラヤシ・プランテーションが操業を始めた1970年代には家族単位の移住も増加し始めた。

こうした状況の中で、経済的利得をめぐる島民間に潜在的な対立感情が醸成されてきた。1978年の独立以降、20年間で25人のガダルカナル島民が殺害されたほか、ガダルカナル島北岸部でのマライタ系住民の横暴が目につくようになった。結果、潜在的な敵対意識が1998年に「民族紛争」という形で行動面に顕在化した。

1998年末にガダルカナル側武装集団が同島内に暮らすマライタ系住民を武力で威嚇して排斥し始めた。政府の介入もむなしく2000年にはマライタ側武装集団が組織されて紛争が激化し、クーデタ事件も発生した。社会不安が広まる中、2003年7月にオーストラリアを中心とする介入部隊が駐留を始めたことで、4年半に及ぶ「民族紛争」が終結した。

民族間の対立が深まる中、婚入したマライタ系住民をわずかに抱えていたS集落の人は、集落内の平和を乱されないようにする戦略を採っていた。労働者として移住してきたマライタ系住民だけでなく、ガダルカナル島内へ婚入したマライタ系住民たちもまたその多くがホニアラへの避難やマライタ島への帰還を余儀なくされているが、一部の集落ではガダルカナル側武装集団IFMに対して貝貨や食糧を贈るなどすることによって既存の社会

関係を維持するような努力が見受けられた。それが「ペル・ウル (*pefu ulu*)」と呼ばれる贈与儀礼である。

両島間で通婚関係にある者が、居住地の社会関係が切断あるいは切断の危機に瀕した後に、衆人環視の下で贈与財の授受を伴う儀礼を行なう。贈与財の授受によって社会関係を操作（構築・修復）する。また、儀礼空間には贈与者と受贈者だけでなく、社会関係の（再）接合を確認し、不当な異議申し立てを禁じるための第三者（観衆、目撃者）が存在しており、当事者が当該地域の社会関係に位置づけられていることを標示する役割を果たしている。

こうした他個体や他集団との関係形成、関係修復のやり方は、「パシフィック・ウェイ (*pacific way*)」や「メラネシアン・ウェイ (*melanesian way*)」などと呼ばれるものの一部である。これらは、ヨーロッパ世界との接触後に導入されたものの見方や考え方に対して、以前からオセアニアで通用してきたものの見方や考え方として、いわゆる「我々のやり方」というニュアンスで用いられることが多い表現である。

また別の他者との関わり方として、コンペンセーションと呼ばれる紛争処理の仕方もある。これは、政治的リーダーの立会いのもと、ブタや貝貨などの贈与財の授受を伴う儀礼を行なうことによって加害・被害両集団（あるいは個人）の間の悪化した関係を修復する行為である [藤井 2021、p.198]。「民族紛争」の解決を図って 1999 年 5 月に政府の仲介で行なわれたコンペンセーションは、近代的な法規範による紛争解決を補完するものとして称揚された。

文化人類学者ロジャー・キージングは、マライタ島中部山岳地域に暮らすクワイオのひとりの文化について、次のように述べている。

血讐 (*blood feud*) という慣習をもち、そのうえ、法や秩序を課したり、平和を維持するために機能する制度としての政治組織のない社会では、ある種の安定した生活を営むことなどいっただいできるのだろうか、といふかるのも無理はないだろう。・・・クワイオ [マライタ島中部山岳地域] の大部分のクランは、ほとんどの時間を平和に過ごしていた。できることなら殺人を避け、血讐を可能なかぎり終わらせることが彼らにとって得なことであった。・・・クワイオは調和を回復し、遺恨を回避するのに役立つ、成員間および祖先との関係に対する償いの入念な規範を作りあげていた。攻撃を受けたクランは、彼らの名誉と自尊心にかけて激怒し、報復しなければならなかった。しかし、ほとんどの場合は、報復殺人よりも損害賠償を受けることの方に関心があった。したがって、性的な違反、侮辱、呪詛、盗みの発覚、傷害は、殺人を引き起こすこともあったが、そのいずれの違反に対しても、不和を修復し、壊された社会関係を元通りにする損害賠償 (*damages*) ないしコンペンセーション (*compensation*) のカテゴリーが存在したのである [Keesing 1983、pp.38-39。括弧内は引用者補足]。

紛争を解決して関係修復するためには賠償を与えなければならない。与えられた物（農作

物等)や貝貨は、受け取らなければならない。キージグの記述には、与え、受け取ることで、「殺し返す」ことを防ぐという暴力の連鎖を断ち切るための交換の文化が、ソロモン諸島における紛争処理の方法(way)として発達させられてきたことが示唆されている。

一方で、コンペンセーションは敵対的な関わり方にもなりうる。自宅前の通りに行く女性に対して卑猥な言葉を投げかけた若者が、後日やって来た女性の親族たちによって、その言動に対するコンペンセーションとして現金を要求された。コンペンセーションは基本的に紛争処理のためのやり方と考えられるが、このように「吹っ掛ける」ことで、攻撃的で敵対的な関わり方にもなりうるのである。

ところで、紛争処理とは別の局面で親和的・友好的な関わり方も当然ありうる。たとえば、友人の網やカヌーを借りて漁に出たならば、その釣果の一部をその友人に与え返さなければならないという規範や、友人から檳榔やタバコといった嗜好品をもらったならば、それを独占せず、その半分を友人へ与え返さなければならないという規範がある。これらの規範に従わなければ直ちに何かが起きるわけではないものの、当事者間に負の感情が累積して潜在化し、閾値を越えたある日突然に敵対的感情が行動として噴出することがありうる。それが復讐・報復へとつながったり、そうした紛争状況を解決するためのコンペンセーションが駆動されるようになる。

本報告では、ソロモン諸島における紛争処理の事例を取り上げながら、いわゆる慣習法の問題としてではなく、他者と関わる方法(way)として諸事例を検討した。法(law)が、霊長類の中でも特にヒトに特有の「制度」であることは疑いない。しかし、ヒト特有と思われがちな法は、争いを未然の防ぐための方法(やり方)や争いを収めるための方法(やり方)の一形態として考えられる。このように考えれば、法への着眼はヒト以外の動物種における社会性の考察と連続性をもつものとして捉えることができるだろう。

参考文献

- 藤井真一(2021)『生成される平和の民族誌—ソロモン諸島における「民族紛争」と日常性』大阪大学出版会。
- 今村仁司(2007)『社会性の哲学』岩波書店。
- 河合香吏(2022)「共存の諸相—他者と関わり、他者を認めるとはどのようなことか」河合香吏(編)『関わる・認める』(生態人類学は挑む SESSION5)、303-334頁、京都大学学術出版会。
- Keesing, Roger M. (1983) *'Elota's Story: the Life and Times of a Solomon Islands Big Man*. New York & Tokyo: Holt, Rinehart, and Winston.
- 穂積陳重(1982)『復讐と法律』岩波書店。
- 村山眞雄・濱野亮(2021)『法社会学 第3版』、有斐閣。

質疑応答と主な議論:

<法の成文化について>

- 民法と刑法は、教科書的にはどのように説明されるのか。
 - 刑法は、刑罰・秩序を作ることにより、社会が乱れないようにするもの。禁止事項を定めることにより、逸脱者に対し制裁を加えるとともに、禁止が明示されていない事項の行動について自由を保証する。一方で、民法は、基本的に、国、公権力は一般人の間のやり取りについて関与しない。
 - 法という仕組みは、争いを未然に防いだり、争いを治めたりするためにありそう。例えば争いと言うと、刑法関係の話に感じられるが、民法にも相続の仕方など争いを未然に防ぐしくみがある。“law”は争いありきのところがある。
- 親和的な事項に関しては、成文化されたlawにならないように思う。「こういう時はこうしましょう」というのは大人が子供に教えることで、倫理または道徳の問題となる。なぜ悪いことをしたり、もめごとを解決したりする事項に関してのみ成文化する方向に進むのか。
 - ブッシュマンでは「けんかをしたら離ればよい」ということが言われている。法のシステムは、せまい空間にたくさん人間がいる際に、どのように争いごとを治めるのかを決めるのに役に立つのかもしれない。直接的になぜ成文化が必要かという説明にはならないが、そういう機能があるのではないか。
 - ときに、人間は、個体が周りにたくさんおり、嫌でも近くで交渉しなくてはならない。過去の「あのときこうしただろう」という交渉が今に関係するが、人間は「あのときこうしただろう」というのを手打ちにできるシステムをもっている。過去にどのようなやりとりをしたのか、今までの交渉がどの程度今にきいているのかは、人間とそれ以外の霊長類で異なるのではないか。

<ソロモン諸島における紛争解決の事例について>

- 「ペル・ウル」と「コンペンセーション」の違いはなにか。
 - はっきりと異なるのは、「コンペンセーション」は、加害者と被害者が両方贈与財を持ち寄り交換する。一方で、「ペル・ウル」は、一方向的な財のやりとりを行う。
- 法の話をする際に、行為者の意図(例、殺意)が量刑に大きく関わってくる。近代法では、見えもしないのに「意図性」が問われる一方で、ハンムラビ法典の場合は意図性が考慮されていない。今回のソロモン諸島の事例は「意図性」はどのようにとらえているのか。例えば、女性に卑猥な言葉をかけた際の事例について、酔っばらっている際の行為はどのように対処されるのか。酔っばらっていたということで、軽減されるのか。そのあたりのポイントが「意図性」と関わってくる。行為の主体性をどのようにとらえているのか、結果ですべてを償わせるということか
 - 結果で全てをとというわけではない。ただ、女性への卑猥な言葉の事例に関しては、

意図は一切考慮されないかたちで処理された。この事例は、首都でおきた事例である。儀礼めいたものは開かれず、金を要求するだけだった。結局、話し合いによりお金は払っていない。

<平等社会の圧力について>

- ソロモン諸島の社会では「平等」はどの程度重視されているのか。パプアニューギニアの社会では平等が絶対である。例えば、ひとり占めした場合は周りに気づかれなかったとしてもその人の内面にある負の感情が全部自分にむかい呪われるとされている。そのため、見事に分配する。そのような意識が同じように罪や報復に対しても働くのか。
→ ソロモン諸島の社会は、そのようなかっちりとした平等主義ではない。しかし、メラネシア地域なので、本人たちは平等主義という。ビックマンのようなかたちでなりあがる。
- 事例で「wayの方で解決しているため、lawにとらわれている人を開放する」ということを被害者側が述べていた。受けた罪に対し被害者側が過剰な賠償をうけると、平等性が損なわれ「呪われる」というところにつながるようなら納得できるが、パプアニューギニアのようにそこまで強い平等主義というわけではないのか。
→ 言葉にするのが難しいが、「ジェラシーの世界」という感じである。隣人に妬まれたら困るため平等であり続けなければならないというような雰囲気がある。

<定常状態とはなにか>

- 問題を解決し、「定常状態」となるとのことだが、問題がない状態がどのようなものなのかわからないまま、問題を避けたり、起こらないようにしたりするという話になっているため、「定常状態」を先に明らかにした方がよいのではないか。
- 「俺たちのやり方はこういうもの」とはなにか。
→ 白人の法律との比較で語られる。「白人の法律は、被害者をほったらかして、加害者と国のみでもめごとを解決している。しかし、その場合、被害者側に恨みが残り、次の悪い行動に繋がるが『俺たちのやりかた』はそうではない」という風に語られる。
- 問題解決ではなく、社会の人たちの「こういうもの」と思っているあり方を提示してもらおうと、その状態を保つようにする営みの話に繋がるのでは。
→ 彼らは喧嘩好きな気もする
- そうであったら、そうしたものを先に、定常状態として描いてはどうか。民族間の緊張状態をつらいなにかとして描くのではなく、それこそ河合香吏さんのレイディングのようなありかたがスタートにあるのではないだろうか。

<wayからlawについて>

- wayからlawへというストーリーでよいのだろうか。wayはwayで進化しているので

はないか。wayはwayで、lawはlawで、それぞれが変化しながら相互に関係しあうことで変化しているようなイメージのほうが実際に近いような気がする。そもそもlawがwayの発展先にあるというモデルでよいのか。

→ lawは人間にしかないのではないか。一方で、人間以外の動物においても、他個体との関わり方としてwayはあるだろう。そして、もちろん人間にもwayはある。人間は、関わり方の発展型としてlawを生み出してきただろうと発想した。

- 実際にはlawとwayが少なくとも藤井さんのフィールドでは二重構造となっているのでは。lawでwayが上書きされることはないだろう。wayからlawへではニュアンスが異なる感じがする。

→ 法律は個人である。当事者同士を切り離してやるやり方(law)と当事者同士が関わるやり方(way)という違いがあるのではないか。二重構造となっているのは当たり前である。慣習法に基づく民事法の紛争処理を理由に保釈を求めるのは当たり前で、お互いの話し合いで訴訟しないのは、日本でも事例がある。

- lawはどのように経験的に扱うのか。wayの話は事例ベースで、「もめごとの解決ができました」ということで考えられる。一方で、lawには守らせる人がいる。法を守らせる偉い人がおり、決めたルールを守らなかった場合には罰がある。藤井さんの事例の多くは民主的なやりかたで当事者同士が、お互いがうまくやる方法をさぐっているように思える。そういう区別でlawとwayというものを対比させると、どちらも経験的なものとして扱えるし、その違いのような話もできるように思う。

→ 定めたルールに従えという強制力の問題は、刑罰法規の話で、民事法ではない。

→ しかし、当事者間の闘争も法で扱えるのではないか。

- 「刑罰」という言葉がでてきたが、罰と復讐(あるいは、罰と賠償)の違いを考えていた。今日の話は、復讐を賠償におきかえることができるというような話を含んでいた。やりかえすのではなく財を移動させることにより、そこで治める。しかし、罰と復讐(あるいは、罰と賠償)は質的にちがうものであり、互換性がないものとしてとらえられており、多くの近代的な法律は罰をやりとりすることを許さない。「罰する」ことができるのは権力だけである。復讐や賠償を罰とするというのがwayからlawへということと考えたらよいのだろうか。法を扱う上で、罰という概念を扱わないとならないのではないか。

- 日本で仇討ち(復讐)は、江戸時代には仇討ち届というものがあり、明治に禁止令ができるまでは、割と最近までは合法だった。

→ 仇に対しては復讐。罪に対しては罰。罰は、1回きりのやりとりで終わり、連鎖しない。しかし、罪の「罰」のつもりで行った行為が、相手方には復讐と受け取られることもある(例. 生麦事件)。

<lawとwayの区別について:ルールの有無>

- lawはルールを用いるが、wayはルールがないとのことだった。lawはルールが書いてあり、成文化されているということか。慣習的に、成文化されていないルールのようなものがある場合、そちらはwayなのか。それとも本当に規則的なものが明確ではなく、その場で交渉するしかないものをwayとしているのか。
→ 念頭に置いたのは後者である。
- 前もって決まっているということが法(law)では重要であると思ったが、wayの方も決まったやり方を基本にしないとwayとならないのではないか。wayに至るまでのその場のやりとりで何とかしようということだけではない、「こういうやり方で解決しよう」というものが出来上がっていくプロセスもあるはずである。その場合、wayとlawの差みたいなものを「ルール」のようなもので見つけるというのは難しいのではないか。
- サルのやりとりの中にも、ルールのようなものがみえることはある。どこの時点で、いわゆる制度っぽいものになっていくのかというところを考えるともう少し話が膨らむのではないか。
→ 「ルール」という言葉は強いイメージを持つため使い勝手が悪い。マナーや作法などの言葉がよいのではないか。あるいは、女性に卑猥な言葉をかけ、コンペンセーションを要求されてというのは、公衆の面前で女性に対し卑猥な言葉を発してはいけないという「しきたり」として考えるべきなのかもしれない。
→ ルールを厳密な意味で使いすぎると、サルとはつながりにくくなる。コンペンセーションのような、「なんだかみんなこうするものだよね」という感じのものは、ある意味規則的な側面をもっていると思う。それがよりリジッドになっていき、いろいろなグラデーションがでてくると思うので、そのなかに位置付けるとおもしろいのではないかという気がした。

<報復について>

- 藤井さんの話は互酬に着目しているように感じる。復讐は、wayかlawかはわからないが、「これだけのことをされたからこれだけのことを返す」というのと、罰の話とは別の話ではないか。罰を与えるのは、権力や第三者が与える。
- 藤井さんの事例では、クランが関わっている。ルールと逸脱に対する、サードパーティー・パニッシュメントの話かなと思っていましたが、1人称や2人称の復讐もからんでおり、代理報復やサードパーティー・パニッシュメントの話は分けた方がよい。ハンムラビ法典は1対1の話であり、こうしたら別の誰かが罰する(例、同じクランの人が被害を受けたから、誰かが攻撃してくる)というのは、別の話ではないか。クラン間でとらえると復讐だが、個人間でみると第三者罰や代理報復となる。
- 藤井さんの問題意識の中で「過剰な報復、報復の連鎖を防ぐために法がある」という想定があるように感じた。それがlawなのかwayなのかは脇に置き、動物学と連結しや

すい問いかけだと思う。「もしも人間以外の動物がやられた以上のことをやり返さないのであれば報復の連鎖は生じず、そのため法はいらない」というような。「人間は進化のどこかで過剰な報復をするようになったため法が必要となった、なぜ人間は過剰な報復するようになったのか」という問いが出てくる。

→ サルに報復はあるのか。互酬性と交換の話はできるが、報復はどうだろうか。

● 報復はネガティブ贈与なのではないか

→ ネガティブ レシプロシティはある(サーリーonz)。

→ 負の互酬性というのは略奪みたいなもので、報復というわけではない。

→ 人間で、交換を考える際の負債感に関する研究を実験で行おうと思うと倫理的な配慮が難しいが面白い。

<互酬性と交換儀礼について>

● 藤井さんは互酬性の起原と進化に関心があるのか。

→ あまり互酬性という言葉を使いたくなかった。

● 互酬性の話かと思ったが、藤井さんは互酬性という言葉を使用していない。紛争のようなものが日常に組み込まれているところが重要なかもしれない。そのことが、互酬性の言葉を使わないところと関連しているかもしれない。今、事例としてあがっているのは、事件という雰囲気であるが、日常的なところで、「ごめんなさい」のレベルで済む和解はあるのか。

→ 「ちょっとごめん」というよりむしろ、とてもささいなことでも「喧嘩を売られる」事例が多い印象である。

● 定常状態の話がでていたと思うが、喧嘩状態も定常状態だと思う。その反対側で、「和解したぞ」となった際の状態、なにを納得するかという部分をもう少し説明するとわかりやすいのではないか。

→ 和解する上で、納得していないこともある。話し合った後に、衆人環視の中で贈り物を交換する儀礼をし、「形式的に」和解する。贈り物を送った事実と儀礼が行われそれを見届けている取り巻きがいることが大変重要で、「納得はしていない」が、本人は「納得した」とし、儀礼を行ったら手打ちにすることになっている。

● 納得するポイントというのは、当事者ではなく、周り全体を含めてということなのか。

→ 交換儀礼を行い、その事案については片付けたとし、取り巻き連中が目撃者として承認する。蒸し返すと、落ち着いたものを蒸し返したとして、別の問題となる。

● 当事者を越えたところで納得が形成されるかんじがおもしろい。藤井さんが互酬という言葉を使用したくないというのは、まさにそういうところなのではないか。互酬性の問題にすると、行為や財を量的に計測するということをしなければならないと考えていたが、じつは、「われわれのやり方でやっている」ところというのは、そういう厳密な見積もりを行っているのではなく、量的評価をせずに、あたかもバランスがとらえて

いるということにしてしまうという、量刑をせず、あえて回避することで、互酬性が成立していたよねと言ってことを治めている。移動する財や持ち寄られる財がどの程度かというよりも、そこで、手続きをするということの中に、紛争解決の本質があるのである。そのため互酬ではないのかもしれない。

→ そういうことなのだろう。

- バランスは永遠にとられることはないのか。
→ とられることないような気がする。
- 最初と最後を決めることはできないが、最初は、「非対称」から始まるはずである。ガダルカナルとマライタの人々の間には、非対称性がある。そこから、ずっとバランスはとられないまま続くのか。
→ そうである。
- 評判システムの中で、均されていくようなことはないのか。それを受け入れるということにより、その人の社会的な評価が上がるという部分もあるのか。要するに、資源量からすると、たくさん贈り物をしたとして、まったく釣り合わないが「ありがとう」がないと妙に腹が立つ。そこで「手打ち」でもうそのターンは終わりでも、もしかしたら次のときになにかあるかもしれない。そのようなベネフィットがあったり、そのネットワークの一部であるというベネフィットが最終的に上回ったりすることでバランスがとれていれば、釣り合うこともあるのではないか。
→ 2つの話が混ざっている。やりとりが釣り合うということと、アクター同士のパワーが釣り合うというのは別の話ではないか。つまりやりとりは釣り合っていない。
→ やりとりにアクター同士のパワーは影響を与え、それも計算し、式に入れる。そうするとどこかで安定する。しかし、安定しないというのがおもしろい。
→ あるレンジのなかでいったりきたりしているのだろうか。

(以上)